

海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業実施方針 質問への回答

平成25年7月24日

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
1	2	1	(1)	4)	①	ア	警備業務	(イ)維持管理業務の(v)警備業務に“巡回及び機械警備”とありますが、警備員の常駐あるいは出入口等での立哨警備は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	専任の警備員の常駐あるいは出入口等での立哨警備を、選定事業者の義務とはしません。
2	2	1	(1)	4)	①	ア	警備業務の実施方法について	実施方針には、巡回及び機械警備と記載されていますが、巡回警備の実施方法について具体的な要領が決定していませんらご教示願います。	具体的な警備業務については、要求水準書において示します。
3	2	1	(1)	4)	①	ア	展示用潜水艦の船体清掃	(イ)維持管理業務の(vi)潜水艦関連業務に“展示用潜水艦の船体清掃及び塗装”とありますが、ここでいう“船体清掃”は、どの程度の頻度でどの範囲(船体全面若しくは、地上から高所作業車等で届く範囲等)について実施すればよろしいでしょうか。	展示用潜水艦の船体清掃及び塗装の詳細については、要求水準書において示します。
4	2	1	(1)	4)	①	ア	展示用潜水艦の船体清掃及び塗装方法について	塗装について、説明会当時に「タッチアップ等の軽微な塗装に限る。」との説明がありましたが、高所作業車や足場等の設置は不要と解釈して宜しいでしょうか。	質問No3への回答をご覧ください。
5	2	1	(1)	4)	①	ア	資料の整理・保存業務	(ウ)運營業務の(ii)に“資料の整理・保存業務”とありますが、本史料館内に既に収蔵されている資料の整理・保存業務のみと理解してよろしいでしょうか。	本史料館内に既に収蔵されている資料の他、事業期間中に、史料館以外の場所から本史料館へ国が持ち込む資料の整理・保存業務も含まれます。
6	2	1	(1)	4)	①	ア	イベント実施業務	(ウ)運營業務の(vi)イベント実施業務に“来場者300万人及び400万人到達イベント等”とありますが、ここで例示されたイベントは、必須業務と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。 なお、これまでの利用者数実績から、事業期間中に300万人及び400万人に到達する可能性は極めて高いと想定しています。

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
7	2	1	(1)	4)	①	ア	イベント実施業務	(ウ)運營業務の(vi)イベント実施業務に“来場者300万人及び400万人到達イベント等”とありますが、本施設には来場者数を自動的に計量するための入場ゲート等がありません。来場者数の計量のために、計測員を特別に配置する必要がありますか。	計測員を配置する必要はありません。1Fエスカレータ登口に来場者数測定装置が設置されています。
8	3	1	(1)	4)	①	ア	鉄のくじら館協力会	(ウ)運營業務の(iii)館内案内業務において、“鉄のくじら館協力会への支援を想定している”とありますが、ここで選定事業者負担として例示された“弁当・飲料等、制服、保険料及び記念品代”の既存事業における負担金額等は、開示されるのでしょうか。	入札公告の際に、参考資料として既存事業における鉄のくじら館協力会に対する負担金額を提示します。
9	3	1	(1)	4)	②	ア	史料館改修業務に係る対価	③において改修業務の実施期間が平成26年12月～平成27年2月(予定)となっておりますが、改修業務の対価の支払いの始期は、本業務の完了後となるものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。改修業務の対価については、平成27年度からの割賦払いとなります。
10	3	1	(1)	4)	③		業務引継期間中の事業費	事業契約締結時期:平成26年3月(予定)、業務引継期間:平成26年1月～同年3月末となっておりますが、事業契約締結前の業務引継に要する費用についても、本事業の事業費に見込むものと考えてよろしいでしょうか。	事業者で判断し適切に対応してください。
11	3	1	(1)	4)	③		施設改修期間中の維持管理・運營業務	維持管理・運営期間の始期が平成26年4月であり、施設改修期間の始期が平成26年12月であることから、維持管理・運営期間の途中で施設改修を行わなければならないものと推察しますが、施設改修期間中の維持管理・運營業務は、その他の期間の維持管理・運營業務と同様に実施しなければならないのでしょうか。(施設改修期間中は、全館閉鎖とするか、改修箇所を除く部分を開放して運営するか、一般開放のみを中止し、隊員の教育等国関係者のみの利用で運営するかなどにより、維持管理・運營業務の内容が通常と異なるものと考えられます。)	施設改修期間中は、改修箇所を除く部分を解放して運営します。

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
12	6	1	(4)			付帯事業に係る整備	付帯事業に係る施設の整備費は選定事業者の負担となっていますが、既存事業において民間事業者は多目的室や物販コーナーを使用しておらず、スケルトン状態で本件の選定事業者が整備を行うものと理解してよろしいでしょうか。(既存事業者が内装等を実施し付帯事業を実施している場合は、業務引継期間中に解体等の原状回復が実施されるのでしょうか。)	既存の付帯事業において、物販コーナーを使用していますが、当該付帯事業において設置した什器等については、既存事業者が業務引継期間中に撤去し、原状回復をします。ただし、什器等以外(多目的室や物販コーナーの内装)について、既存事業者による撤去等は実施されません。
13	6	1	(4)			付帯事業に係る整備	付帯事業に係る施設の整備費は選定事業者の負担となっていますが、実施方針に関する説明会では、本事業の改修業務において多目的室の一次配管の整備及び休憩スペースの設置を行うと説明されました。選定事業者が付帯事業において新たに内装等の整備を行う場合は、改修業務の完了後に内装工事等を行い、引き続き運営するものと理解してよろしいでしょうか。(付帯事業で喫茶・軽食コーナー運営事業を提案する場合であっても、維持管理・運営期間の始期から施設改修期間の終期までは当該業務を実施しなくてもよいのでしょうか。)	お考えのとおりです。選定事業者が、付帯事業において新たに内装等の整備を行う場合は、改修業務の完了後に内装工事等を行い、運営を開始することになります。なお、内装工事等を完了し喫茶・軽食コーナー運営事業を開始する時期は、平成27年2月末より前とする提案も可能です。
14	6	1	(4)			本事業の光熱水費の負担	(4)付帯事業については、光熱水費は選定事業者が負担すると規定されていますが、本事業を実施するための本施設全体の光熱水費については、付帯事業を除いて国の負担となるものと理解してよろしいでしょうか。	付帯事業のみだけではなく、付帯事業以外の本事業を実施するために必要となる光熱水費についても、選定事業者の負担となりますので、維持管理業務及び運営業務に係る対価として、入札の際に積算し提案してください。
15	7	1	(4)	3)		企画展やイベント等の実施について	実施方針には、利用者から料金を徴収する企画展やイベント等の実施は許可しないと記載されていますが、有料のゲーム機等の設置も不可と解釈して宜しいでしょうか。	国が審査し、本事業の用途及び目的に影響を与えない範囲で許可します。なお、提案書の提出に際しては、本実施方針2(4)3)に示す付帯事業の提案内容に関する事前審査を行います。
16	9	2	(5)	①		入札参加者の構成	“本方針1(1)4)①ア及びイに掲げる業務を実施すること”とありますが、選定事業者の業務範囲はアのみと理解してよろしいでしょうか。	イは国の業務範囲であり、記載の誤りです。正しくは、“本方針1(1)4)①アに掲げる業務を実施すること”です。

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
17	9	2	(5)	②		入札参加者の構成	SPCの事務管理業務をSPCから直接受託する企業がSPCに出資する場合、入札参加グループの構成員(A)になるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
18	11	2	(6)	2)		入札参加資格の個別要件	“入札参加企業は①から④までの全ての要件を満たすこと。”とありますが、入札参加グループで応募する場合は、①から④の個別要件について各構成員が個別に要件を満たした場合において、当該個別業務を担当することができるかと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
19	11	2	(6)	2)		入札参加資格の個別要件	“入札参加企業は①から④までの全ての要件を満たすこと。”とありますが、入札参加グループで応募する場合において、一部の構成員が①から④のうち複数の要件を満たす場合は、当該業務を兼務できると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
20	11	2	(6)	2)	②	改修業務に当たる者の個別要件	改修業務の中に調査・設計業務及び工事監理業務が含まれていますが、改修業務のうちの当該業務に当たる者については、特段の個別要件はないものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
21	14	2	(7)	4)		落札者を選定しない場合について	落札者を選定しなかった場合、2014年4月以降の運用方法はどのようになりますか。	国が運営することになります。
22	14	2	(8)	1)		特別目的会社の設立	入札参加者が単体企業(入札参加企業)である場合も、特別目的会社を設立しなければならないのでしょうか。	お考えのとおりです。

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
23	16	3	(3)	3)	⑤	財務状況を管理する企業の補事業への参加	本事業の改修業務費のファイナンス・アレンジメント及びSPCの財務管理等のみを実施する企業を入札参加グループに加えたいと考えておりますが、当該企業は構成員(A)として参加することは可能でしょうか。(当該企業は、SPCへの出資も行います。)	お考えのとおりです。
24	17	4	(2)	1)	①	付帯事業に係る建物の使用料の徴収について	実施方針には、相応の使用料を徴収すると記載されていますが、使用料の積算基準はどのようになりますか。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(蔵管第1号)」に基づき決定されます。
25	18	4	(2)	2)		展示用潜水艦の公開区画について	「電信室」及び「コンピュータ室」は現在未公開と認識していますが、本事業において新たに改修工事を実施した上で追加公開する予定があるものと解釈して宜しいですか。	「電信室」及び「コンピュータ室」は閉鎖区画であり、記載の誤りです。
26	25	資料2	(1)	表1		独立採算部分の運営	税制度リスクの2項目目に“選定事業者が実施する独立採算部分の運営”とありますが、これは付帯事業を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
27	26	資料2	(1)	表1		独立採算部分の業務	不可抗力リスクの1項目目に“選定事業者が実施する独立採算部分の業務”とありますが、これは付帯事業を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
28	26	資料2	(1)	表1		共通リスク 不可抗力リスクについて	実施方針には、原則国の負担とするが、一定の金額・割合までは選定事業者が負担するとの記載がありますが、一定の金額・割合とはどの程度と考えれば宜しいですか。	入札公告の際にお示します。

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
29	29	資料 2	(4)	表4		維持管理・運用業務リスク 設備更新リスクについて	実施方針には、設備更新費が予想を上回った場合のリスクは事業者負担と記載されていますが、突発的な機器の故障により更新費用が予想を上回った場合についても事業者の費用負担となりますか。	お考えのとおりです。